

議案第49号

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月11日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例（平成24年山陽小野田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第5条第15項に規定する就労定着支援

第4条第1項中「第3号」を「第4号」に改める。

第5条第1号中「及び第2号並びに」を「から第3号まで及び」に改め、同条第4号中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改める。

第6条第1号中「及び第2号並びに」を「から第3号まで及び」に改め、同条第2号中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

議案第49号参考資料

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(業務)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業所まつば園（以下「まつば園」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 法第5条第15項に規定する就労定着支援</u></p> <p><u>(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(定員)</p> <p>第4条 まつば園の定員（前条第1項<u>第4号</u>に係るものを除く。）は、40人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなけ</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 指定障害福祉サービス事業所まつば園（以下「まつば園」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(定員)</p> <p>第4条 まつば園の定員（前条第1項<u>第3号</u>に係るものを除く。）は、40人とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第5条 まつば園及びのぞみ園を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たさなけ</p>

ればならない。

(1) 第3条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項第1号の業務により提供されるサービス 法第19条第1項に規定する支給決定を受けていること。

(2)・(3) (略)

(4) 第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の業務により提供されるサービス 市長が別に定めるサービス利用のための要件を満たしていること。

(利用料)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用料を市長に支払わなければならない。

(1) 第3条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項第1号の業務により提供されるサービス 法第29条第1項に規定する特定費用について市長が別に定める額及び同条第3項第2号に規定する政令で定める額を合計した額

(2) 第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の業務により提供されるサービス 市長が別に定める額

ればならない。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号の業務により提供されるサービス 法第19条第1項に規定する支給決定を受けていること。

(2)・(3) (略)

(4) 第3条第1項第3号及び同条第2項第3号の業務により提供されるサービス 市長が別に定めるサービス利用のための要件を満たしていること。

(利用料)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる業務により提供されるサービスの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利用料を市長に支払わなければならない。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項第1号の業務により提供されるサービス 法第29条第1項に規定する特定費用について市長が別に定める額及び同条第3項第2号に規定する政令で定める額を合計した額

(2) 第3条第1項第3号及び同条第2項第3号の業務により提供されるサービス 市長が別に定める額